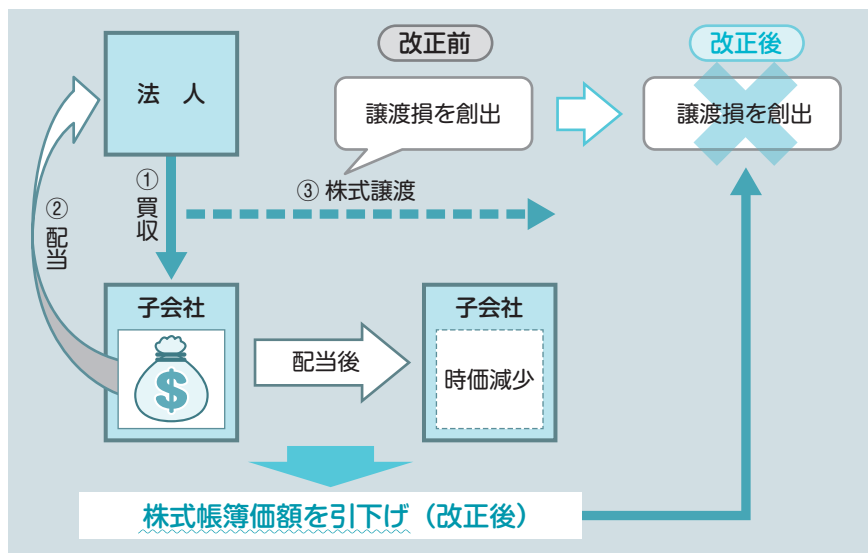


1

子会社からの配当と子会社株式の譲渡を組み合わせ た租税回避への対応

(法法23)

法人が子会社株式を取得した後、子会社からの配当について受取配当等の益金不算入制度等により、実質的に非課税で受け取るとともに、配当により時価が下落した子会社株式を譲渡して譲渡損失を創出させることにより、租税回避が可能となっていました。これを効果的に防止するための措置が講じられました。具体的には、法人が、特定関係子法人(注1)から受ける対象配当金額が株式等の帳簿価額の10%相当額を超える場合には、その対象配当金額のうち益金不算入相当額(注2)を、その株式等の帳簿価額から引き下げることとされました。



(財務省資料を基に作成)

(注1) 特定関係子法人とは、配当等の決議の日（以下「配当決議日」といいます。）において「特定支配関係」を有する他の法人をいいます。また、「特定支配関係」とは一の者（一の者と特殊の関係のある者を含みます。）が他の法人の株式等又は一定の議決権の数等の50%超を直接又は間接に有する場合における当該一の者と他の法人との関係等をいいます。

(注2) 益金不算入相当額とは、受取配当等の益金不算入制度等により益金不算入とされる金額に相当する金額をいいます。

(注3) 次に掲げる配当等の額は、本措置の対象から除外されます。

- ① 特定支配関係発生日から10年を経過した日以後に受ける配当等の額
- ② 対象配当金額が2,000万円を超えない場合におけるその対象配当金額 など

適用関係

上記の改正は、令和4年4月1日以後に開始する事業年度について適用されます。（改所法等附1五〇、14）

2 外国子会社合算税制の見直し

（措法66の7、措令25の22の3他）

内国法人等の外国関係会社に係る所得の課税の特例（いわゆる「外国子会社合算税制」）について、次の見直しが行われました。

これはグローバルに事業を展開している日本企業の課税リスクや事務コストを可能な限り低減するといった趣旨によるものです。

①	<p>部分合算課税制度の対象となる受取利子等の額の範囲から、その本店所在地国においてその役員又は使用人が棚卸資産の販売の事業及びこれに付随する事業（棚卸資産の販売から生ずる利子〔いわゆる「ユーザンス金利」〕に係るものに限り、）を的確に遂行するために通常必要と認められる業務の全てに従事している外国関係会社が、非関連者に対して行う棚卸資産の販売から生ずる利子の額が除外されました。</p> <p>（注） 特殊関係株主等である内国法人等に係る外国関係法人に係る所得の課税の特例について、上記と同様の見直しが行われました。</p>
②	<p>投資法人等が合算課税の適用を受ける場合には、外国関係会社の所得に対して課される外国法人税の額のうち、合算対象とされた金額に対応する部分の金額は、その投資法人等が納付した外国法人税の額とみなして、投資法人等の配当等に係る二重課税調整の対象とする等の措置が講じられました。</p>

適用関係

①の改正は、外国関係会社の令和2年4月1日以後に開始する事業年度について適用され、②の改正は、外国関係会社の令和2年4月1日以後に終了する事業年度について適用されます。(改所法等附1、90、改措令附1他)

3

外国税額控除における控除対象外国税額の範囲の見直し

(法令142の2、155の27、法規29の2、所令222の2)

わが国で所得と認識されない金額に対して課されるものとして外国税額控除の対象から除外される外国法人税の額に、次の外国法人税の額が加えられました。

①	外国法人等の所得について、これを内国法人の所得とみなしてその内国法人に対して課される外国法人税の額
②	内国法人の国外事業所等において、その国外事業所等から本店等又は他の者に対する支払金額等がないものとした場合に得られる所得につき課される外国法人税の額

(注) 居住者に係る外国税額控除制度について、上記と同様の見直しが行われました。

適用関係

上記の改正は、令和3年4月1日以後に開始する事業年度の法人税及び令和4年分以後の所得税について適用されます。

(改法令附1一、8、改法規附1一、改所令附1二、6)

V

国際的な税制

改正のポイント